

地図情報システム導入に伴う事務の取扱いの変更に ついて（お知らせ）

平成22年9月13日（月）から、奈良地方法務局桜井支局において地図情報システムが導入され、地図等の証明及び閲覧の方法が変更されます。

● 地図，地図に準ずる図面の取扱いについて

証明書の交付は，専用紙（A3版地紋紙）に印刷して発行（登記官印は，黒色電子公印）することとなります。

閲覧は，地図情報システムに登録された内容を印刷した図面（認証文なし）をお渡しします。

● 土地所在図，地積測量図，建物図面，各階平面図及び地役権図面（以下「各種図面」という。）の取扱いについて

1 地図情報システム導入前に提出された各種図面については，当面，従来どおりの取扱いとなります。

2 地図情報システム導入後に提出された各種図面（ただし，表題登記以外の建物の表示に関する登記の申請に係る建物図面及び各階平面図を除く。）は，専用紙（A3版地紋紙）に印刷して発行（登記官印は，黒色電子公印）することとなります。

閲覧は，地図情報システムに登録された内容を印刷した図面（認証文なし）をお渡しします。

※ ご不明な点がございましたら，お気軽にお問い合わせください。